

# 要 望 書

全国市議会議長会指定都市協議会は、多様な大都市制度の早期実現等の要望を別紙のとおり議決いたしましたので、政府並びに国会におかれましては、特段のご配慮を賜りますよう、強く要望いたします。

令和2年11月

全国市議会議長会  
指定都市協議会  
会 長 岩 井 雅 夫  
(千葉県議会議長)

## 目 次

1	多様な大都市制度の早期実現	1
2	地方税財源の充実確保	2
3	地方議会議員の厚生年金への加入	4
4	新型コロナウイルス感染症対策	5

## 1 多様な大都市制度の早期実現

地方自治法の施行から70年以上が経過し、この間、地方分権改革の推進や市町村合併、広域連携の推進等により、広域自治体と基礎自治体の役割は大きく変化している。基礎自治体優先の原則の下、住民がより良い行政サービスを受けられるようにするためには、大幅な事務・権限と税財源の移譲により真の分権型社会を実現する必要がある。

現行の指定都市制度は、60年以上前に、暫定的に導入されたものであり、人口減少や少子・高齢化、社会資本の老朽化などの指定都市が直面する問題や圏域全体の活性化・発展の牽引役として指定都市が求められる役割に十分に対応できる制度ではない。

指定都市は、その規模や歴史・文化をはじめ、国や広域自治体との関係性、地域で果たす役割など、それぞれが異なる特性を持っており、各都市においても、その地域にふさわしい大都市制度の実現を目指した取組を行っている。こうした中、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」は施行されたものの、従来から提案している「特別自治市」制度は未だ地方自治制度の中に存在しないなど、大都市制度に係る法的整備は十分になされていない。

また、道州制を議論する上でも、基礎自治体の権能の充実と新たな大都市制度の位置付けを明確にすることが不可欠である。

よって、国においては、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

### 記

道州制も視野に入れつつ、道府県から指定都市への事務・権限と税財源の移譲を積極的に進め、「特別自治市」制度の法制化など、地域の特性に応じた多様な大都市制度の早期実現を図ること。

## 2 地方税財源の充実確保

今日の地方自治体においては、急速に進行する人口減少、少子・高齢化に対応した福祉・医療サービスの充実や地域の防災・減災対策をはじめ、活力ある地域社会の実現のための地方創生の推進など、様々な行政課題に対する財政需要は増加の一途にある。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、戦後最大の経済危機に直面する中、地方税収の大幅な減収が危惧され、地方財政は、これまでにない厳しい状況に陥ることが予想される。

住民に身近な行政サービスの担い手である地方自治体が、今後も安定的に行政サービスを提供するためには、地方税・地方交付税等の一般財源総額の充実確保が不可欠である。

よって、国においては令和3年度税制改正・地方財政対策に当たり、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

### 記

#### 1 令和3年度税制改正について

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、経済を取り巻く環境は急激に悪化し、地方税の減収など地方財源不足の大幅な拡大が危惧される。

については、今後もきめ細かな行政サービスを安定的に提供していくため、地方税制の拡充強化に努めること。

その際、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

- (2) 固定資産税は、市町村財政を支える重要な基幹税であることから、その安定的確保を図ることとし、制度の根幹に影響する見直しは、土地・家屋・償却資産を問わず、断じて行わないこと。

なお、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた特例措置は、臨時・異例の措置として、やむを得ないものであったが、本来国庫補助金などにより対応すべきものである。よって、今回限りの措置とし、期限の到来をもって確実に終了すること。

- (3) 法人事業税における電気供給業、ガス供給業などに対する収入金額課税は、受益に応じた負担を求める外形課税として定着し、地方税収の安定化にも大きく貢献するとともに、地元自治体から多大な行政サービスを受益して

いる大規模な発電施設や液化ガス貯蔵設備等に対して適切な負担を求める課税方式であることを踏まえ、今後とも現行制度を堅持すること。

- (4) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在市町村の特有の財政需要に対応した貴重な税財源となっていることから、現行制度を堅持すること。
- (5) 自動車関係税の見直しに当たっては、道路・橋梁等の老朽化対策などに対する財政需要が今後大幅に増すことから、地方財政に影響を及ぼすことがないようにすること。また、環境性能割の適用区分見直し等に当たっては、税制のグリーン化機能を維持・強化する観点から、基準の切換えと重点化を行うこと。
- (6) 指定都市の事務配分に見合うよう税制上の特例措置を充実させること。

## 2 令和3年度地方財政対策について

- (1) 新型コロナウイルス感染症の拡大・長期化が地域経済に大きな影響を及ぼし、令和2年度に引き続き、令和3年度においても、地方税収の大幅な減収が危惧される。

については、地域経済の回復をはじめ、社会保障関係費の増大や地域の防災・減災対策、地域の活性化対策に的確に対応するため、地方の安定的な財政運営に必要な地方税・地方交付税等の一般財源総額を充実確保すること。
- (2) 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。また、地方の財源不足の補填については、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な見直しを行うとともに、臨時財政対策債は速やかに廃止すること。
- (3) 公共施設等適正管理推進事業費については、個別施設の維持管理、更新等に係る取組が本格化することから、引き続き十分な財源を確保するとともに、市町村役場機能緊急保全事業など公共施設等適正管理推進事業期間を延長すること。

### 3 地方議会議員の厚生年金への加入

地方分権の推進に伴い、また、加速する人口減少社会や多様化する住民ニーズへの対応など、政治的・行政的課題が多岐にわたる中、地方議会の役割と責任はますます重要となっており、これらの課題の解決に向けて、多様かつ有為な人材の地方議会への参画が求められている。

とりわけ、就業者の約9割にも達する会社員には、多様な世代と職種、男女が共に含まれ、地方議会においてその知識と経験の活用が期待されるところであるが、平成27年に実施された統一地方選挙において、政令指定都市の議会議員の立候補者のうち会社員が占める割合は1割にも満たない状況にある。

また一方、平成31年4月に実施された統一地方選挙は、平成27年に比して、地方議会議員に係る投票率の低下や無投票当選者数の増加など、住民の関心の低下や議員のなり手不足が一層懸念される結果となった。

これらの課題解決のため、地方議会として、開かれた議会への取組を含め種々の議会改革に努めているところであるが、多様かつ有為な人材の立候補を促すための環境を整えることが必要である。

そのためには、会社員が議員に転身する場合でも、切れ目なく厚生年金の適用を受けることができれば、老後の生活や家族の心配を軽減して選挙への立候補が可能となり、多様かつ有為な人材の確保に大きく寄与すると考えられる。

よって、国においては、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

#### 記

地方議会における多様かつ有為な人材の確保の観点から、地方議会議員の厚生年金加入のための法整備を、国民の理解を得ながら早急に実現すること。

## 4 新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症については、いまだ収束が見通せず、地域経済や雇用、国民生活に甚大な影響が生じている。

全国20の指定都市は、我が国の人口の約2割に当たる2,700万人以上が居住し、産業や医療機関が集積する圏域の中核都市として、国や都道府県、医療機関、関係機関等と緊密に連携し、新型コロナウイルス感染の拡大防止、地域の医療提供体制の確保はもとより、雇用と国民の生活を何としても守りきるとの強い決意のもと、地域経済及び住民生活の支援、子どもたちの教育機会の確保等に取り組んでいるところである。

今後の感染拡大も見据え、新しい生活様式を実践するとともに、感染拡大防止と社会経済活動の維持を両立し、国と地方が役割に応じて取り組む必要がある。よって、国においては、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

### 記

#### 1 感染防止策と医療体制の整備

- (1) 一日も早く新型コロナウイルス治療薬及びワクチンの開発と実用化を図るため、国内外で実施されている臨床試験等に対し、必要な支援策を講ずること。なお、ワクチンについては、接種に要する経費については国で負担するとともに、効率的な実施体制を構築し、地方自治体に過大な負担が生じないようにすること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症とインフルエンザが同時期に感染拡大するリスクを回避するため、インフルエンザワクチンを必要とする医療機関等に対し、迅速に需要数を確保・供給できるよう、安定供給対策を講ずること。
- (3) 新型コロナウイルス陽性患者や疑い患者を受け入れている医療機関は病院経営に多大な影響を受けていることから、経営の安定化のため、必要な財政支援を行うこと。
- (4) 医療現場における人材確保策を講ずるとともに、医療用資器材について、国内での生産・増産体制の整備に取り組み、医療機関等への安定供給体制を構築すること。
- (5) 新型コロナウイルス感染症の世界的な流行が続いていることから、入国制限対象地域からの帰国者に対し、少なくともPCR検査の結果が判明するまでは、国の費用負担により空港等やその周辺施設で待機させるとともに、入国制限対象地域以外に滞在歴のある者についても、万全の水際対策を

講ずること。

- (6) 保健所機能、地方衛生研究所の検査体制及び感染症情報センター機能が強化、充実するよう支援を行うこと。
- (7) 感染者の急増による医療崩壊を防止するため、重症者への医療に重点を置く医療提供体制を確立すること。

このため、検査体制のほか、感染症指定医療機関と一般医療機関等との役割分担、感染者の症状別対応（トリアージ）、国・地方自治体との連携等を早急に整えること。その際、各都市の権能に応じた体制整備に配慮すること。

## 2 雇用の維持と経済活性化

- (1) 中小企業等に対する継続した資金繰り対策、各種給付金・助成金、家賃の負担軽減支援など、中小企業等の事業継続を下支えし、地域経済への影響を最小限に抑えるため、支援策をより一層充実するとともに、地方自治体が独自に行う融資等の取り組みに対し必要な財政措置を講ずること。また、融資制度について、公益法人等の法人形態にも拡充すること。
- (2) 感染状況等も踏まえつつ、今後の地域経済活動の回復に向け、観光需要を喚起するための観光産業への助成、地域で活用可能なプレミアム付商品券の発行等の事業について、継続的な財政措置を講ずること。
- (3) テレワーク環境や感染防止対策に必要な整備に対する補助制度の拡充など、「新しい生活様式」を実践するためのより一層の支援策を講ずること。
- (4) 国民の生活を支える重要な移動手段である公共交通を維持確保するため、公共交通事業者への支援策を講ずること。
- (5) 国民生活や経済活動等を根幹的に支える港湾等の物流機能を確保するため、物流関係事業者等への支援策を積極的に講ずること。
- (6) 外国人労働者を含む正規・非正規労働者からの相談体制の充実や労働者の安定的雇用が維持されるよう国が責任をもって必要な対策を講ずること。
- (7) 文化芸術に対する支援の重要性について、国民的理解を深めるとともに、文化芸術活動の実態や関係者等の意向を的確に把握し、活動の維持・継続に有効な支援策を講ずること。

## 3 教育機会の確保

- (1) 学校での感染拡大防止に対応するため、衛生用品の配備、授業継続のための教職員体制の確保に向けた教員加配・学習指導員の増員、スクールバス増車等を図るため、継続的な財政措置を行うこと。
- (2) 再度の感染拡大に伴う臨時休業等も想定し、すべての児童生徒の教育機会の確保に向けた自宅学習を行えるICT環境の整備に当たり、「1人1台端末」を早期に実現するため、端末の調達や運用上必要不可欠な経費等にかかる継続的かつ十分な財政措置を行うこと。

- (3) 再度の感染拡大に伴う臨時休業や外出の自粛要請等による心理的負担を緩和するため、児童生徒の心のケアを図るとともに、要支援児童生徒について児童相談所等の関係機関と緊密に連携し必要な支援を行うため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置の拡充に必要な人的・財政的措置を行うこと。

#### 4 デジタル化・スマート化の推進

- (1) 「新しい生活様式」を実践し、感染拡大防止と社会経済活動の維持を両立するため、各種行政手続きのオンライン化に向け、国において、地方自治体の意見も十分に踏まえつつ、積極的な対応策を検討し、早期に実現を図ること。
- (2) テレワークやオンライン診療、オンライン授業などの導入を推進するため、ICT機器の整備及び円滑な運用環境の構築に必要な施策を積極的に講ずること。

#### 5 地方自治体への財政支援の充実

- (1) 今般の緊急経済対策の効果を見極めつつ、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」について、地域の施策の実情に応じて柔軟な執行が可能となるようにし、必要に応じて更なる積み増しを行うとともに、令和3年度も継続して交付すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の地域経済への甚大な影響が長期化することにより、地方税の大幅な減収も見込まれることから、地方自治体が安定した財政運営を行えるよう、地方交付税の必要額を確保すること。
- (3) 今後の感染症対策等に地方自治体が地域の実情に合わせて的確に対応できるよう、減収補填債や猶予特例債の弾力的な運用、緊急的な国費による交付金での対応等、地方自治体の財政力に関わらず緊急時に必要かつ十分な財政措置を迅速に講ずること。
- (4) 病院、交通、水道事業をはじめとする公営企業について、経営状況の急激な悪化に対応できるよう、十分な支援策を講ずること。

#### 6 感染症対策のあり方の検討

「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（特措法）と「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（感染症法）の関係を整理し、都道府県と指定都市・中核市・保健所設置市に係る権限・役割について明確にすること。

また、特措法に基づく都道府県知事の権限については、今後、検証を行った上で、これらの市が要請する場合、財源と併せて移譲を受けることが可能な制度とすること。